

消費生活 だより

不要品買い取りのほが、
貴金属を買い取られた！



とある買取業者から「どんなものでもいいから女性用衣類を売ってほしい」と電話があり、来訪を承諾しました。後日来たところ、フクセサリーや金貨はないかとせかされ、慌てて叔母の形見や亡夫からもらった指輪などの貴金属を出しました。すると合計1、200円の明細書とお金を渡され、物品を持ち帰られました。貴金属を出してしまったことを後悔していません。取り戻したいがどうしたらよいでしょうか。



買い取り業者が、事前に買い取りを承諾していない物品を突然売るように要求したり、消費者の自宅を突然訪問して勧誘したりすることは禁止されています。売らなくてもいい貴金属などの売却を迫られても、物品を見せずにきっぱり断りましょう。必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類、買い取り価格、買い取り業者の名称、連絡先などを確認しましょう。

買い取り業者の訪問を受ける場合

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	6/14(水)	☎22-1152
QRコードからも予約できます		
関ヶ原町	6/28(水)	☎43-0070
養老町	6/5(月) 19(月)	☎32-1108
神戸町	6/12(月) 26(月)	☎27-3111
輪之内町	6/1(木) 15(木)	☎68-0185
安八町	6/8(木) 22(木)	☎64-3111



3時です。

西濃6町のどこでも相談ができます(予約優先)。各会場とも午前10時～正午、午後1時

6月の消費生活相談

は、できるだけ1人で対応せず、信頼できる人に同席してもらいましょう。クーリング・オフができる場合があります。困ったときは消費者生活相談窓口にご相談ください。

問 企画調整課 生活安全係 ☎22-1152

あったかい 言葉がけ運動

たくさんのご応募ありがとうございます。
ご応募の中から一部を紹介します。(原文のまま掲載)

旗当番をしている時、東小の男の子が「おはようございます。いつもありがとうございます。ありがとうございます。」と喋ってくれました。感謝の気持ちを言葉にして伝えてくれることはとてもうれしいことだし、あったかい気持ちになれました。

【東小保護者】

友だちが、自分の仕事でもないのに、誰かの代わりに仕事をしていたとき、私も一緒にしたら、ありがとと言われて、やさしいしすごいなと思いました。

【若手小6年】

中学校の先生に「あなたは思いやりのある優しい人で、周りにはあなたのことを必要としている人がたくさんいるよ。自分にもっと自信をもていこう。」という言葉をもたらして、すごくうれしかったし、がんばることができた。

【不破高1年】

SさんとEさんから「おはよう。」という元気になるあったかい言葉をかけてもらいました。私は、2人としゃべることは少なかったと思います。でも、最近「がんばろうね。」とか、「元気になる言葉をたくさんかけてくれます。その言葉が朝、教室に入ると聞こえてきて、学校に行くのが楽しくなりました。そのおかげで、たくさんしゃべるようになりました。その一言で、こんなにうれしくなるんだなと感じました。私もあいさつをたくさんしたいです。」

【表佐小6年】

朝、児童玄関を開けると同時に、子どもたちに「おはようございます。」と明るくあいさつをします。子どもたちは、私の声よりもっと元気な声で「おはようございます。」と返してくれます。雨の日も、風の日も、これからの雪の日も、子どもたちのあかるい声がさわやかな青空を運んでくれるようです。皆さん、ありがとうございます。

【合原小教職員】

中学生のお姉ちゃんが、小学校の時に通っていたスポーツ少年団に遊びに行った時のことです。まだ、そのスポーツ少年団に通っている妹のことを気遣い、「妹のこと、よろしくね。」と、団員の子に言ってくれました。妹のことを気にかけてくれるお姉ちゃんの心の温かさを感じました。

【北中保護者】

問 青少年健全育成町民会議 生涯学習課 社会教育係 ☎22-1154